

令和3年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 1 期末手当の支給率の改定 期末手当 100分の225 → 100分の220 ※年間支給率 100分の450 → 100分の440 2 施行期日等 (1) 施行期日 公布の日 (2) 期末手当の特例 令和3年度の期末手当の支給に当たっては、12月期の期末手当の支給率を100分の215とすることとした。
2	三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 1 期末手当の支給率の改定 期末手当 100分の125 → 100分の120（課長職職員は100分の105→100分の100、部長職職員は100分の95→100分の90）（再任用職員は100分の70→100分の67.5（部課長職職員は100分の60→100分の57.5）） ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の455 → 100分の445（再任用職員は100分の240→100分の235） 2 施行期日等 (1) 施行期日 公布の日 (2) 期末手当の特例 令和3年度の期末手当の支給に当たっては、12月期の期末手当の支給率を100分の115（課長職職員は100分の95、部長職職員は100分の85）（再任用職員は100分の65（部課長職職員は100分の55））とすることとした。

	(3) 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 期末手当の支給率を、次のとおり改定することとした。 100分の172.5 → 100分の167.5(令和3年12月期に限り100分の162.5) ※年間支給率 100分の345 → 100分の335
3	三鷹市手数料条例の一部を改正する条例 1 手数料の改定等 (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料について、長期使用構造等確認書等の提出がある場合の額を引き下げる(建築物の床面積に応じ、新築の場合は1件7,200円～234,000円を7,100円～203,000円、増築又は改築の場合は1件10,000円～336,000円を10,000円～304,000円) こととし、提出がない場合の額を引き上げる(建築物の床面積に応じ、新築の場合は1件47,000円～3,443,000円を52,000円～3,847,000円、増築又は改築の場合は1件68,000円～5,032,000円を78,000円～5,770,000円) こととした。 (2) 次の手数料を引き上げる(それぞれ1件2,100円を2,300円) こととした。 ア 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合等の当該計画の変更認定申請手数料 イ 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 (3) 共同住宅の長期優良住宅の認定方式について、区分所有者が住戸単位でそれぞれ認定を受ける仕組みを、管理組合が住棟単位で一括して認定を受ける仕組みに変更することとした。 2 その他規定を整備することとした。 3 施行期日 令和4年2月20日

4	三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する条例 1 自転車等駐車場の新設（有料） <table border="1" data-bbox="435 436 1370 539"> <tr> <th data-bbox="435 436 890 483">名 称</th><th data-bbox="890 436 1370 483">位 置</th></tr> <tr> <td data-bbox="435 483 890 539">禅林寺通り第4駐輪場</td><td data-bbox="890 483 1370 539">三鷹市下連雀三丁目38番16号</td></tr> </table> 2 自転車等駐車場の廃止 <table border="1" data-bbox="435 586 1370 689"> <tr> <th data-bbox="435 586 890 633">名 称</th><th data-bbox="890 586 1370 633">位 置</th></tr> <tr> <td data-bbox="435 633 890 689">井の頭第2駐輪場</td><td data-bbox="890 633 1370 689">三鷹市井の頭三丁目3番17号</td></tr> </table> 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和4年4月1日。ただし、3(2)は公布の日 (2) 準備行為 新設する有料自転車等駐車場の利用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。	名 称	位 置	禅林寺通り第4駐輪場	三鷹市下連雀三丁目38番16号	名 称	位 置	井の頭第2駐輪場	三鷹市井の頭三丁目3番17号
名 称	位 置								
禅林寺通り第4駐輪場	三鷹市下連雀三丁目38番16号								
名 称	位 置								
井の頭第2駐輪場	三鷹市井の頭三丁目3番17号								
5	三鷹市下水道条例の一部を改正する条例 1 使用料の納付方法の一部変更 地方自治法の一部改正に伴い、使用料の納付方法について、指定代理納付者による納付を指定納付受託者による納付に改めることとした。 2 施行期日 令和4年1月4日								

6	三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定について 三鷹市川上郷自然の村の指定管理者を次のとおり指定することとした。 <table><tr><th>施 設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>三鷹市川上郷自然の村 長野県南佐久郡川上村大字原 591 番 362</td><td>長野県南佐久 郡川上村大字 大深山 542 一般財団法人 川上村振興公 社</td><td>令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 まで</td></tr></table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市川上郷自然の村 長野県南佐久郡川上村大字原 591 番 362	長野県南佐久 郡川上村大字 大深山 542 一般財団法人 川上村振興公 社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市川上郷自然の村 長野県南佐久郡川上村大字原 591 番 362	長野県南佐久 郡川上村大字 大深山 542 一般財団法人 川上村振興公 社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 まで					
7	三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について 三鷹市市民協働センターの指定管理者を次のとおり指定することとした。 <table><tr><th>施 設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>三鷹市市民協働センター 三鷹市下連雀四丁目17番23号</td><td>三鷹市下連雀 四丁目 17 番 23 号 特定非営利活 動法人 みたか 市民協働ネット ワーク</td><td>令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 まで</td></tr></table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市市民協働センター 三鷹市下連雀四丁目17番23号	三鷹市下連雀 四丁目 17 番 23 号 特定非営利活 動法人 みたか 市民協働ネット ワーク	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市市民協働センター 三鷹市下連雀四丁目17番23号	三鷹市下連雀 四丁目 17 番 23 号 特定非営利活 動法人 みたか 市民協働ネット ワーク	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 まで					

8	禅林寺通り第4駐輪場の指定管理者の指定について		
	禅林寺通り第4駐輪場の指定管理者を次のとおり指定することとした。		
	施 設	指定管理者	指定の期間
	禅林寺通り第4駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番16号	三鷹市下連雀 三丁目 38 番 4 号 株式会社 まち づくり三鷹	令和4年4月 1日から令和 8年3月31日 まで
9	令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第10号）		
10	令和3年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）		
11	令和3年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		
12	令和3年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		
13	令和3年度三鷹市下水道事業会計補正予算（第1号）		

○ 特記事項

(1) 人権擁護委員候補者の推薦について